

「労災保険特別加入制度の拡充下における農業者
特別加入制度の改革方向―“自営農作業従事者
の特別加入の現状を踏まえて”―」

東洋大学講師
田中建一

目次

1. はじめに
2. フリーランスのための特別加入拡大の検証
3. 農作業従事者が加入できる特別加入と問題点
4. 農作業従事者の特別加入件数の推移
5. 農作業死亡者の労災補償状況分析
6. 「特定農作業従事者」の未補償範囲
7. 「特定業務受託事業者の特別加入」の新設
8. 「特定業務受託事業者の特別加入」の問題点
9. 特別加入のメリット
10. これからの特別加入の在り方

1. はじめに

昭和40年に創設された「特別加入制度」はほぼ、創設時の内容を維持したままで50年が経過した。実務的にも、学術的にも関心を集めることが少ない制度として存在してきたといえる。

ところが、近年、フリーランスの労災補償の受皿としての役割が期待され、令和3年度と4年度の2年間に加入拡大が行われ、さらに、本年11月に、全業種が加入可能できる「特定業務受託事業者の特別加入」が新設される予定となっている。その中に、当然に、取引を行う自営農作業従事者も含まれることになる。

こうした状況を踏まえながら、農作業従事者の特別加入の加入実態や補償状況を検証したうえで、農業における特別加入制度の問題点を浮き彫りにし、最後に、若干の提言を行いたい。

2. フリーランスのための特別加入拡大の検証

令和3年から4年かけてフリーランスの保護ために、芸能従事者、自転車貨物配達人、ITフリーランスなど8つの特別加入が新設され、最近、それらの加入件数が厚生労働省より公表されたので、表1にまとめた。

令和4年度の加入者数の合計は、1,349件となっているが、内閣官房の調査でフリーランスの合計が462万人と推計されていることからすると低調な加入状況であると言わざるを得ないであろう。

特別加入団体による積極的な制度周知が望まれる

令和3年・4年に新規に創設された 特別加加入の加入件数（表1）

	令和3年度 加入者数 (団体数)	令和4年度 加入者数(団 体数)	特記事項
芸能作業従事者	564(8)	719(13)	大部分が全国芸能従事者 労災保険セターの実績
アニメーション制作作業従事者	30(1)	35(1)	
貨物自転車配達人	—	—	労働組合が加入に消極的
ITフリーランス	77(2)	187(4)	
あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師	—	298(6)	比較的加入者数多い
柔道整復師	74(4)	103(5)	
歯科技工士	—	0	令和5年度から加入受付開始
創業支援措置の業務委託者	0	7(1)	連合大阪労働安全衛生セン ターをが全国で唯一の特別加 入団体
小計	745(15)	1349(30)	

3. 農作業従事者が加入できる 特別加入と問題点

現行、農作業従事者は、「中小事業主等の特別加入」、「指定農業機械作業従事者」および「特定農作業従事者」の3つの特別加入制度に加入することができる。

本報告では、特別加入団体による加入を前提とする「指定農業機械作業従事者」および「特定農作業従事者」を報告の中心としたい。

「中小事業主等の特別加入」は、雇用者がいることと労働保険事務組合への事務委託を特別加入の前提しているため、後程詳しく述べる「特定業務受託者」には該当しないため、前2者とは区別する。

ここで指摘しなければならない問題点は、「特定農作業従事者」の経営規模等による加入制限があることと2メートル未満の一般農作業を補償対象としていないとである(表2)。

「指定農業機械作業従事者」および「特定農作業従事者」の加入要件・補償範囲等の比較

(まの)

特別加入の種類	加入要件等	補償の特徴
指定農業機械作業従事者	特別加入団体による団体加入方式	指定農業機械での作業
特定農作業従事	<ul style="list-style-type: none"> ①特別加入団体による団体加入方式 ②経営耕地面積2ha以上、または、年間農畜産物販売金額300万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ①動力により駆動する機械での作業 ②家畜・蚕の飼育の作業等特定の農作業 ③2m以上の高所作業など(2m未満の平地での一般農作業は対象外)

4. 農作業従事者の特別加入件数の推移

1. 「特定農作業従事者」の加入件数は、10年間で11,582件減少、特別加入団体の数は、ほぼ横ばいである。
2. 「指定農業機械作業従事者」も10年間で、2,285件減少し、特別加入団体の減少も34団体の減少となっている。
3. 一方、中小事業主等の加入件数は、10年間で8,168件増加している(表3)。

危機的状況であり減少防止対策を早急に検討すべきであろう

農作業従事者の年度別特別加入状況

(表3)

	平成24 年度	令和元 年度	令和2年 度	令和3 年度	令和4 年度
特定農作業従事者(A)	74,189 (426)	66,419 (442)	65,589 (440)	64,493 (434)	62,607 (432)
指定農業機械作業従事者 (B)	30,979 (411)	30,261 (397)	29,980 (392)	29,304 (383)	28,694 (377)
小計(A+B)	105,162 (837)	96,680 (839)	95,569 (832)	93,797 (817)	91,301 (809)
中小事業主(C)	11,072	14,534	14,736	15,048	15,327
家族従事者(D)	14,619	17,570	17,987	18,274	18,532
小計C+D	25,691	32,104	32,732	33,322	33,859

5. 農作業死亡者の労災補償状況分析

1. 農水省が取りまとめた「令和2年に発生した農作業死亡事故の概要」によると令和2年の農作業死亡者は270人となっている(労働者と個人事業主が含まれている)。
2. また、厚労省の資料によると令和2年の労働者の死亡者数は17人となっている(表4)。
3. 死亡総数より、労働者死亡数をマイナスしたものが自営農作業従事者の死亡者数と推定される⇒253人(最大値)
4. 令和2年の死亡者で特別加入していたものは15人となっている(表4)。
5. 労災保険未補償死亡者数は、238人(253人－15人)となる。

以上から、現行の農業者の特別加入制度が労災補償の役割を担っているということができないであろう

令和2年に発生した死亡事故の補償状況 (表4)

農作業死亡者合計	270人	労働者と自営農作業従事者合計(農林水産省調べ)
労働者の死亡者数	17人	厚生労働省調べ
自営農作業従事者の死亡者数	253人	推計値(270人-17人)
死亡者で特別加入していた者	15名	厚生労働省調べ
労災保険及び特別加入の未補償者	238人	推計値(253人-15人=238人)

令和2年労働者及び特別加入者の 死亡数(表5・厚労省)

令和2年度業種別労働者死亡者数

業種	死亡者数	労働者数(万人)
建設	260	334
製造	142	953
運輸	140	264
卸売業等	100	1241
林業	35	5
農業	17	48

令和2年度業種別特別加入者死亡(一人親方等・特定作業従事者)

特別加入の業種	死亡者数	特別加入者数
建設業	54	641,496
特定農作業従事者	12	65,546
指定農作業機械従事者	3	29,934
林業	2	1,831
個人タクシー等	2	8,794

*令和2年度の農業中小事業主等の死亡者数は0人

令和2年の農作業死亡事故の要因別 死亡者数（表6・農水省資料を元に作成）

	人数	死亡の具体的要因	人数	特別加入の補償範囲
農業機械作業に係る死亡者数	186人	①乗用型トラクターによる ②歩行型トラクターが（ ③農用運搬車（軽トラックを含む）	81人 26人 15人	補償対象
農業用施設作業による死亡者数	8人	高所からの墜落、転落	7人	2メートル以上の作だけが補償対象
上記以外の災害に係る死亡者数 (死亡者合計は270名)	76人	①熱中症 ②ほ場、道路からの転落 ③稲わらの焼却 ④木等の高所からの落下	32人 13人 11人 6人	補償対象外 補償対象外 補償対象外 2メートル未満は補償対象外

6. 「特定農作業従事者」の未補償範囲

1. 動力機械を用いない農作業による災害
2. 2メートル以下の一般農作業
 - (1) 熱中症(32人)
 - (2) ほ場、道路からの転落(水路への落下を含む)(13人)
 - (3) 稲わら燃やし(11人)
 - (4) 農具(鎌、鍬、ハサミ等)による負傷(0人)
 - (5) マムシ、蜂等毒虫による負傷(0人)

現行の農作業従事者の特別加入制度は、一般農作業も補償範囲に含める
検討する必要がある

* 農水省が取りまとめた数値については、「人口動態調査に係る死亡個票」より集計しているが労働者と個人事業者等の区分がなされていない。

7. 「特定業務受託事業者の特別加入」の新設

1. 「特定業務受託事業者の特別加入」の新設

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第22号)が、令和6年1月31日付けで公布され、「特定業務受託事業者の特別加入」が新たに特別加入に加えられた。

2. 通達の発出

これに伴い、基発0426第2号令和6年4月26日が発せられ、フリーランス法に規定する「特定受託事業者」(同法第2条第1項)が、業務委託事業者等から業務委託を受けて行う事業を新たに、特別加入の対象事業とすることを通達した。

3. これにより、従業員を使用していない自営農作業従事者が農作業の業務委託を受けた場合にも、「特定受託事業者」(「特定フリーランス事業者」として特別加入することができるようになり、農作業従事者は全部で4種類の特別加入できるようになった。なお、高齢者雇用促進法に基づく創業支援措置の業務委託者も農業での加入も可能となっている。

農業者の特定受託事業者の 特別加入(表7)

特定業務委託者	特定受託事業者	業務
農事組合	自営農作業従事者	農業機械オペレーター、軽作業請負等(野菜収穫、鎌での草刈り、シート張り)
食品メーカー	自営農作業従事者	トマト・みかん・イチゴ等 契約栽培、タマネギ・ キャベツ・ニンジン等 収穫等
農協	自営農作業従事者	肥料配達等
個人農家	自営農作業従事者	水田耕起、代かけ、 田植え、稲刈り等

8. 「特定業務受託事業者の特別加入」の問題点

1. 重複加入

「特定農作業従事者」に加入している農作業従事者が、「特定受託事業者」に重複加入した場合、**2つの特別加入の保険料の合算額を全額支払う必要がある。**

2. 「特定受託事業者」の補償範囲

「特定受託事業者」として特別加入することによって、「特定農作業従事者」の補償範囲以外の農業労災を補償範囲できるようになる。例えば、「特定農作業従事者」として特別加入していても、鎌で草刈り中に熱中症で死亡も補償対象とならないが、「特定受託事業者」として特別加入すれば補償対象となる。

その際に、草刈りが「特定受託事業者」としての農作業であるのか、「特定農作業従事者」以外の農作業以外の草刈りかという区別が難しいのではなかろうか。

3. 「特定受託事業者」の特別加入団体

JA以外の団体が「特定受託事業者」の特別加入団体になった場合、農作業等の特殊性を踏まえた対応が可能であるかという問題が生じる可能性がある。

9. 特別加入のメリット

1. 特別加入制度は、遺族給付、障害給付に年金給付がある。農協をはじめとする民間保険では制度設計が難しい絶対的優位性を保つ制度である。加えて、転給制度もある。
2. 労災保険の改正(令和2年9月施行)により、「複数事業労働者」の保険給付が変更され、例えば、農協等で労働者として勤務する者が、「特定農作業従事者」に特別加入していれば、農作業で負傷した場合であっても、特別加入給付基礎日額だけでなく農協等の給与が合算されて給付されるようになった。従来は、災害のあった労災保険だけからの給付であったが、特別加入することにより、労災保険法上の労働者とみなされ、「複数事業労働者」の地位を得ることができようになった。

特別加入メリットの周知が不十分である

10. これからの特別加入の在り方

1. 「特定農作業従事者」の加入制限を早急に撤廃し、一般農作業を補償する仕組みに改正する。他の業種は、当初から業種全体の災害を補償する特別加入となっている。
2. 農業協同組合(JA)だけに特別加入団体の設置を担わせるのではなく、例えば、農業共済組合(NOSAI)を加入団体として検討して見てはどうか(もちろん、NOSAIの意向が大前提となる)。
3. 現行、特別加入保険料を加入者が全額自己負担しているが、農業を維持し環境を守り食料自給に貢献しているのであるから、特別加入保険料の国庫負担を検討すべきではなかろうか。
4. 将来的には、韓国のように、国庫負担を前提にした自営農業者の災害補償制度を立法することを検討すべきであろう。